

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
5/14	1	要項 P17 I 第2章2(7)才 提出書類一覧	定款で示す「事業目的」に関して、「建築工事業」や「ビルメンテナンス業」など、本事業に関連すると想定され、目的として記載があることが応募の前提とされている事項はありますか？	記載を必須、前提としたものはございません。
5/14	2	要項 P11 I 第1章10 事業期間	【修正】 Park-PFIの基本協定期間を訂正	表中のPark-PFI基本協定期間が約21年9か月となっていますが、正しくは「約21年3か月」のため、訂正します。
5/14	3	要項 P13 I 第2章1 応募資格等	【修正】 応募資格を訂正	1 (1) ウに、「グループで応募する場合は、そのすべての構成法人が次の(2)の資格要件を満たしている必要があります」と記載されていますが、すべての構成法人が満たすべきは(2)アであり、(2)イは市民総合体育館の管理を担当する構成法人が有していれば良いため、訂正します。
6/5	4	要項 P5 I 第1章6(1) 流山市総合運動公園の概要(駐車場)	既存の無料駐車場の有料化についての提案が認められる場合、整備運営事業者の負担で駐車場設備を整備した場合の収益については自主事業扱いとなりますでしょうか。	現在は、流山市都市公園条例に基づき、普通乗用車の駐車場は無料、大型バス駐車場の利用(大型バスと中型バスの駐車)のみ有料となっています。駐車場の有料化を行う場合は、流山市都市公園条例の改正を行う必要があります。
6/5	5	要項 P9 I 第1章9(3) リスク分担等に関する事項	公募設置管理制度に対して、万が一住民反対が発生した場合の事業の中止・延期に関するリスク分担についてご教授いただけますでしょうか。	事業の中止・延期の原因となった事項を精査し、資料14「流山市総合運動公園整備運営事業の公募設置管理制度に関する基本協定書(案)」第30条及び第48条に基づき、整備運営事業者と協議を行うことを予定しています。
6/5	6	要項 P9 I 第1章9(3) リスク分担等に関する事項	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増は整備運営事業者となっておりますが、指定管理料の増額協議は5年毎の更新時に応じていただける認識で相違ないでしょうか。	原則として、指定管理期間内の指定管理料の変更は行わず、指定管理料の協議は5年ごとに、再指定を行うこととなった際に実施します。当初想定できなかった事態の発生により、管理方法の変更や利用料収入に大幅な乖離が生じた場合、必要に応じて指定管理料の総額や年度額を変更します。変更にあたっては、その要因と変更の妥当性を確認します。
6/5	7	要項 P11 I 第1章11 事業実施体制	第三者に業務の委託または請負を負わせることができる事項について「整備運営事業者が直接行うことが困難な場合もしくは委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合」とありますが、具体どのような状況を想定されているのでしょうか。	Park-PFIに関しては、公募対象公園施設や特定公園施設の整備に関する設計や工事を委託する場合や、公募対象公園施設の管理運営については、実際に入るテナントなどを第三者に委託や請負を負わせる場合などを想定しています。また、指定管理については、公園の植物管理やパーキングエリアの運営管理、電気設備管理のほか、各種機器の法定点検など、専門的な知識や資格が必要な管理等について、整備運営事業者が専門知識や資格を所持していない場合は第三者委託をすることが合理的であると考えられるため、第三者委託をすることができると考えています。
6/5	8	要項 P11 I 第1章10 事業期間	「解体撤去前の現状有姿とする場合もあります。」とありますが、認定計画の20年を超えて新たな計画を提案し、公募対象施設を撤去せず、運営していくことは可能でしょうか。	現時点での事業計画は事業期間中に撤去する事業スキームでご検討ください。なお、事業期間後に現状有姿とするご提案をしていただくことは可能ですが、それを保障するものではございません。
6/5	9	要項 P17 I 第2章2(7)才 提出書類一覧	「6-4 ちばSDGsパートナー登録証の写し」の副本の提出部数について12と記載がありますが、他副本提出部数記載の15の誤植でしょうか。	誤：12部 正：15部 です。訂正した募集要項を公開します。
6/5	10	要項 P20 I 第2章2(9)サ 応募の禁止	「パーキユー事業を運営している株式会社ファクティブは応募者や応募団体の構成法人になることができません。」と記載がありますが、構成法人とせず、再委託先として協力を得ること並びに提案書にその旨記載することは禁止されていないという理解で相違ないでしょうか。	ご質問のとおり、株式会社ファクティブは応募団体になることはできませんが、令和9年度以降の再委託先とすること、また、それを提案書に記載することは問題ありません。

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
6/5	11	要項 P30 Ⅱ第2章2(1) 公募対象公園施設の 種類及び整備・ 管理運営に関する 条件	「当該施設から生ずる収益を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができるものとし、【公園施設に該当しない施設は認められません。】」について、文章の解釈の仕方についてご教授いただけますでしょうか。公募対象公園施設の収益は特定公園施設の整備に要する費用に“のみ”充てることができるという解釈になりますでしょうか。	都市公園法第二条第二項に定義される「公園施設」以外は、都市公園に基本的に設置することができないため、このように記載しています。公募対象公園施設の収益は、特定公園施設の整備に要する費用以外にも収益還元として充てることができます。
6/5	12	要項 P31 Ⅱ第2章2(5) 整備に関する条件	「施設に必要な電気は認定計画提出者の負担にて整備してください。動力100アンペア、電灯50アンペアまでであればキュービクルから引き込むことができます。」とありますが、電圧200V・最大電力が電灯10kW、電力34.6kWが最大の理解で相違ないでしょうか。	電灯は10 kW、動力は力率を80%として最大電力が27.7 kWとなりますので、その範囲でご計画ください。
6/5	13	要項 P31 Ⅱ第2章2(5) 整備に関する条件	「動力100アンペア、電灯50アンペアまでであれば～」とありますが、単位はkWまたはkVAの間違いではないでしょうか。ご確認のほど宜しくお願いします。	
6/5	14	要項 P31 Ⅱ第2章2(5) 整備に関する条件	「施設に必要な電気は認定計画提出者の負担にて整備してください。動力100アンペア、電灯50アンペアまでであればキュービクルから引き込むことができます。」とありますが、キュービクルについては現在使われていないものという理解で相違ないでしょうか。	現在使用しているキュービクルの中で、公募対象公園施設に使用することができる容量を示しています。また、現在使用しているキュービクルにおいて、公募対象公園施設に使用する専用ブレーカーが設置されています。
6/5	15	要項 P31 Ⅱ第2章2(5) 整備に関する条件	「動力100アンペア、電灯50アンペアまでであれば～」この場合、容量をあげることは、可能でしょうか。	容量をあげるためには、増設工事等が必要になるため、現時点では、市で新たに設置をする予定はございません。
6/5	16	要項 P31 Ⅱ第2章2(5) 整備に関する条件	「施設に必要な電気は認定計画提出者の負担にて整備してください。動力100アンペア、電灯50アンペアまでであればキュービクルから引き込むことができます。」とありますが、キュービクル自体の不良による修繕・交換工事等の責任分担についてはどのようになりますでしょうか。また、上記で事業中止となった場合のリスク分担についてもご教授ください。	公募対象公園施設に接続する予定のキュービクルは指定管理対象施設であり、当該キュービクルの活用先のほとんどが指定管理対象施設であることから、まずは施設修繕費で対応していただきます。なお、大規模な修繕が生じた場合で、見積額が1件30万円を超えるものは市が負担するものとします。 ただし、公募対象公園施設と引き込みを予定するブレーカーまでの間で不具合が発生した場合は、整備運営事業者の負担により修繕していただきます。 事業中止となった場合のリスク分担については、キュービクルが不良となった原因や復旧までの期間を精査し、整備運営事業者と協議することとします。
6/5	17	要項 P37 Ⅲ第1章2、4 指定期間、参考価格	「運営状況を確認した上で、整備運営事業者を非公募で審査し、指定管理者候補者とする」とありますが、令和13年度以降の指定管理料の参考価格については5年ごとに見直されるという認識で相違ないでしょうか。指定管理料の考え方についてご教示ください。	令和13年度以降の参考価格について、指定期間ごとに見直しを行います。
6/5	18	要項 P38 Ⅲ第1章4(2)ア 指定管理料について	事業期間中に施設で現在と比して、多くの修繕がかかる可能性が予見されますが、精算対象となる施設修繕費1,500,000円が事業期間中に増額される可能性はありますでしょうか。	修繕費の見直しは、指定管理料の見直しと原則同様とします。詳細は質問番号6をご確認ください。
6/5	19	資料4 公募対象公園施設 平面図	流山市総合運動公園に隣接する墓地については公募対象範囲の対象外の認識で相違ないでしょうか。	資料3に掲載されている整備区域の南側に位置した樹林帯に隣接している墓地は、公園敷地外であることから、事業範囲の対象外です。

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
6/5	20	要項 P17 I第2章2(7)オ(ア) 応募申込時 様式A-2	様式A-2の「申請書」に添付する書類は、書類番号2～11のことを指していると理解しております。そのうち、(5)の事業計画書及び収支計画書が書類番号2～11には該当するものがなく、当該書類の提出は不要という理解で宜しいでしょうか？	様式A-2【書類番号1-2】の「2 関係書類(5) 事業計画書及び収支計画書」については、整備運営事業提案書の提出書類一覧に含まれています。該当する書類は、次の通りです。 事業計画書：様式N～V【書類番号25～33】 収支計画書：様式W【書類番号34】 最終的に、応募申込時にご提出いただく書類と、整備運営事業提案書を併せて1つの応募申込書(申請書)として取り扱う予定です。
6/5	21	要項 P18 I第2章2(7)オ(イ) 整備運営事業提案書提出時	指定様式に関して、版型、分量、記載事項は遵守したうえで、HPに添付されているものは別の様式にてご提案書を作成し、ご提出させて頂くなどの対応はご検討可能でしょうか？	様式が定められている書類は定められた様式をご利用ください。提案書のご提出の際は、印刷物とデータの提出を求めています。データは、テキスト情報を含んだPDFデータをご提出いただければ、データの作成手法(作成ソフトの種類)は問いません。
6/5	22	要項 P30 II第2章2(5) 整備に関する条件	公募対象公園施設、特定公園施設整備時に事業用電気工物として受変電設備を新たに設置してもよいのでしょうか。また、整備した受変電設備も現状復帰の対象でしょうか。	東京電力と協議した結果、公園敷地外から新たに引き込むことはできないこととなっています。 現在の受変電設備の電力供給量が不足する場合、キッコーマンアリーナ周辺にある受電設備から、野球場とバスケットボール広場の間にある受変電設備及び公園等照明用の受変電設備(トランス、電線管、電線、ブレーカー等)全ての設備変更あるいは増設が必要となる可能性が高いです。この場合、当該整備費用は整備運営事業者の負担により実施していただきます。 公募対象公園施設として設置した受変電設備は原則原状復帰の対象ですが、認定計画期間終了後に公募対象公園施設を現状有姿とする場合などの際は、協議をするものとします。
6/5	23	要項 P30 II第2章2(5) 整備に関する条件	公募対象公園施設整備用に電気を新たに引き込み、特定公園施設へ送電する場合はその整備費用の一部(特定公園施設にかかるもの)については整備運営事業者と市での費用負担として問題ないでしょうか。また電気設備工事における費用負担の範囲想定や資産区分に関する想定があればご教示ください。	東京電力と協議した結果、公募対象公園施設整備用に新たに電気を敷地外から引き込むことはできません。
6/5	24	要項 P30 II第2章2(5) 整備に関する条件	公募対象公園施設整備用に設置した受変電設備より特定公園施設へ送電する場合はその費用(使用料、メーター更新費用含む)を指定管理者へ請求するものとして差し支えないでしょうか。	新たに受変電設備の増設や設備変更等を整備運営事業者が実施し、当該受変電設備から特定公園施設へ送電した場合、使用料やメーター更新費用は指定管理者が費用を負担します。 ただし、受変電設備から特定公園施設への送電に要する整備費用は、整備運営事業者と市、双方の負担によるものとし、特定公園施設の整備費用の負担に関する考え方と同様です。 なお、公募対象公園施設の原状復帰の原則を踏まえて、新しく公募対象公園施設用に設置した受変電設備から特定公園施設へ引き込まないことが望ましいと考えます。
6/5	25	要項 P5 I第1章6(1) 流山総合運動公園の概要	無料公園施設の年間の利用者数についてご教授いただけますでしょうか。	無料公園施設の年間の利用者数について、データを持ち合わせていません。
6/5	26	資料1 仕様書 P38 V第2章 第三者への業務の委託	けやき広場の整備後の仕様がわかる資料についてご開示いただけますでしょうか。現行維持管理水準を上回らない又は相違ない認識でよろしかったでしょうか。	資料2 維持管理水準 及び追加資料で希望者に付した、追加資料6-12の図面をご確認ください。

更新日	質問・修正対象	質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
6/27	27 要項 P31 Ⅱ第2章2(5)整備に関する条件	公募対象公園施設に接続する予定のキュービクルは公園野球場横のキュービクルとお見受けしますが当該設備は1984年製造と大変古く、また一般財団法人関東電気保安協会による更新目安として25年が示されており、いつ故障してもおかしくない状況と考えられます。 質問回答16で「キュービクルが不良となった原因や復旧までの期間を精査し、整備運営事業者と協議することとします。」と回答がありましたが、事業期間を含めた60年間現行のキュービクルが耐用することは現実的ではない中で、キュービクルの更新や改修に関する想定や計画はありますでしょうか。	キュービクルの状況を今後改善するために検討を行っています。
6/27	28 要項 P31 Ⅱ第2章2(5)整備に関する条件	仮に事業期間中に更新工事を行った場合、一般的には工事発注から完了までには時間を要することから、見込んでいた事業経営に大きく支障を来す恐れがあります。質問回答16で「キュービクルが不良となった原因や復旧までの期間を精査し、整備運営事業者と協議することとします。」と回答がありましたが、工事中の送電ができない中で検討されている代替手段や営業補償についての考えをお聞かせください。	質問番号27の改善を行うこととなった場合は、公募対象公園施設の営業期間に影響がないように努めますが、万が一影響がある場合は協議を行うものとします。
6/27	29 要項 P31 Ⅱ第2章2(5)整備に関する条件	公募対象公園施設の整備の一環として質問回答16に示された接続予定キュービクルの更新を提案した場合の実現性について現時点のお考えがあればお聞かせください。	キュービクルの状況を今後改善するために検討を行っています。
6/27	30 要項 P13 Ⅰ第2章1(2)イ必要な資格	体育館管理担当法人以外は、必要な資格はないという認識でよろしいですか。	必ずしも応募事業者が持っている必要はございませんが、植物管理や建物管理において、当該管理に携わる者が持たなくてはならない資格がございます。詳細は仕様書をご確認ください。
6/27	31 資料1仕様書 P19 Ⅲ第6章2(5)樹木管理	【修正】樹木管理に必要な資格を追記	公園樹木は、造園施工管理技士2級以上を所持した者が管理するべきであるため、追記します。
6/27	32 要項 P29・P30 Ⅱ第2章1(4)建設面積に関する事項 Ⅱ第2章2(2)公募対象公園施設の区域	一般の公園施設利用者も利用できるオープンテラスを設ける場合、特定公園施設の扱いでよいでしょうか。	オープンテラスの構造や使用方法により、特定公園施設とするか、公募対象公園施設とするかを決定します。 公募対象公園施設の一部となるような建築物の場合は、公募対象公園施設となります。デザインは一体であっても別の建築物等となっており、単独で十分に公園施設の機能がある場合は、協議により特定公園施設の扱いとする可能性もございます。
6/27	33 要項 P32 Ⅱ第2章2(7)公募対象公園施設の使用料の額の最低額等	公募対象公園施設の使用料は、提案した金額を事業期間中に変更申請することは可能でしょうか。	原則、変更を行うことはできませんが、協議により変更することが認められた場合は、変更可能となります。
6/27	34 要項 P37 Ⅲ第1章3自主事業	自主事業の設置許可使用料は、100円以下/m ² 日とありますが、自動販売機は、いくらになりますか	自動販売機の設置許可を行う場合、その使用料は条例の定める範囲内において協議により定めます。
6/27	35 要項 P38 Ⅲ第1章4(2)ア施設修繕費	施設修繕費150万円を超えた場合は指定管理者の負担とありますが、全体指定管理料から捻出するという事は出来ないという事でしょうか。	指定管理料以外の収入（利用料収入等）から支出することは可能です。
6/27	36 要項 P38 Ⅲ第1章4(2)ウ(ウ)事業費	事業費の備品に係る修繕費用は指定管理者の負担とありますが、市所有の備品も修繕費150万円を使用出来ないという事でしょうか。また、全体指定管理料からも捻出出来ないという事でしょうか。	備品に係る修繕は修繕費150万円から支出できません。 ただし、施設修繕費を除き、利用料収入を含んだ指定管理に要する経費から支出することは可能です。
6/27	37 要項 P39 Ⅲ第1章4(4)ウその他収入	収入として見込まれるその他収入のパーベキューの収益等とはどのようなものでしょうか。 募集要項P38の(2)指定管理料に記載の利用料金等収入（利用料収入及びその他収入）のその他収入に該当するという事でしょうか。	パーベキューを運営する際に発生した売上等を指します。 また、当該「その他収入」は、募集要項P38(2)指定管理料に記載がある利用料金等収入（利用料収入及びその他収入）のその他収入に該当します。
6/27	38 要項 P39 Ⅲ第1章4(4)ウその他収入	収入として見込まれるその他収入のパーベキューの収益以外は、どのようなものでしょうか	利息が挙げられます。

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
6/27	39	資料1 仕様書 P2	I 第3章(3) 防災機能のある公園 防災公園としての機能を持たせるための備蓄品の費用負担は流山市様で良いでしょうか。	防災備蓄品の更新は、流山市で実施します。
6/27	40	資料1 仕様書 P6	Ⅲ第1章(2)オ 陽だまり広場 陽だまり広場の芝生管理の面積と芝刈り等の仕様頻度を教えてください。	陽だまり広場の面積は、草刈（ロータリーモア）12,751㎡に含まれており、年4回実施します。
6/27	41	資料1 仕様書 P6	Ⅲ第1章(2)オ 遊具広場 アスレチックエリア 遊具およびアスレチックの設置開始年と修繕履歴（詳細内容）を教えてください。	（設置開始年） 大型複合遊具1基：2019年 ターザンロープ1基：2007年 木製4人用ブランコ1基：2007年 小型1人用ブランコ1基：2022年 すべり台1基：2007年 回転遊具1基：2022年 スプリング遊具4基：2007年 特別遊具12基：2007年 アーチクライム1基：2007年 いじわるネット1基：2007年 ふわふわドーム1基：2022年 ネットクライム（あみだ登り）1基：2022年 上記以外の遊具は設置開始年不明です。 また、修繕の履歴については、緊急工事により対応しているものが多く、修繕の履歴をすべて追うことはできかねます。
6/27	42	資料1 仕様書 P18	Ⅲ第6章2(2) 警備 夜間～朝の巡回警備は必要でしょうか。	現在、夜間巡回警備はしておらず、不要です。
6/27	43	資料1 仕様書・資料2 P18	Ⅲ第6章2(4) 草刈りと除草・基本管理1/1 草刈と除草の草刈面積（7,226㎡、12,751㎡）と抜根除草の1,268㎡のエリアはどこでしょうか。	草刈面積（7,226㎡）は、北側駐車場周辺・キックコマンアリーナ周辺・4面テニスコート周辺・けやき広場・ピクニック広場・南側駐車場周辺・芝生広場周辺・遊具広場周辺です。 草刈面積（12,751㎡）は、北側駐車場周辺・キックコマンアリーナ周辺・けやき広場・ピクニック広場です。 抜根除草（1,268㎡）は、北側駐車場周辺・キックコマンアリーナ周辺です。
6/27	44	資料1 仕様書 P32 P33	Ⅲ第8章(1) 令和8年度の運営と使用料等について 令和8年度以降は、BBQエリアの設置および管理許可の使用料を指定管理者が徴収し、同額を流山市様に支払うということでしょうか。	少なくとも令和8年度はそのような運用を行っていただけます。 令和9年度以降、バーベキュー事業者と指定管理者間の契約料等取り決めについては問いませんが、市は指定管理者に使用許可を出し、指定管理者は市に使用料を納付します。
6/27	45	資料1 仕様書 P32 P33	Ⅲ第8章(1) 令和8年度の運営と使用料等について 水道光熱費は現BBQ運営者から現行の範囲（BBQ施設以外の駐車場照明及び公園灯、トイレ、手洗い場などを含む）を指定管理者が徴収するという事で宜しいでしょうか。	南側駐車場、南側駐車場隣接トイレ、バーベキュー広場の受付、バーベキュー広場の手洗い場に関する光熱水費について、令和8年度はバーベキュー事業者が支払いを行います。 令和9年度以降は、原則指定管理者が支払いを行うこととしますが、指定管理者とバーベキュー事業者との間で協議を行った結果、バーベキュー事業者から光熱水費について徴収を行っても構いません。
6/27	46	資料1 仕様書 P35	Ⅳ第2章1(2) 自動販売機 自動販売機を屋外の公園エリアに設置する場合、台数に制限はありますか。また、設置可能な電源箇所を教示いただけますでしょうか。	設置が可能な場所は、現在自動販売機を設置している、中央広場脇と、テニスコートのシェルターの脇です。設置台数は中央広場脇に2台まで、テニスコートシェルター脇に1台までとします。
6/27	47	追加資料4	流山市総合運動公園 有料施設 利用者数実績 有料公園施設の利用者数のカウント方法を教えてください。	現在の指定管理では、実利用人数（申請利用人数）を集計しています。
6/27	48	要項 P9	I 第1章9(3)ア 物価変動 昨今の物価上昇トレンドを踏まえると5年ごとの見直しでは事業成立が難しいことから、1年ごとの客観的指標に基づく見直し、又は物価上昇を見込んだ費用提案を認めてもらえますでしょうか？	原則として、指定管理期間内の指定管理料の変更は行わず、指定管理料の協議は5年ごとに、再指定を行うこととなった際に実施します。 当初想定できなかった事態の発生により、管理方法の変更や利用料収入に大幅な乖離が生じた場合、必要に応じて指定管理料の総額や年度額を変更します。変更にあたっては、その要因と変更の妥当性を確認します。

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
6/27	49	要項 P11 I 第1章11 事業実施体制	整備運営事業者とは、構成する法人全ての共同事業体を意味しますか？	整備運営事業者は、共同事業体として構成するすべての法人を指します。
6/27	50	要項 P16 I 第2章2(7)工 電子データの提出	様式M・U-2・W・XのExcel様式についても、PDFデータのみでよろしいでしょうか？	PDFデータのみで構いません。
6/27	51	要項 P16 I 第2章2(7)ウ 整備運営事業提案書	①フォントサイズは様式の10pt以上でよろしいでしょうか？ ②余白の指定はありますか？ ③インデックスの作成は自由ですか？	①フォントサイズに指定はありませんが、読みやすさを重要視してください。 ②余白は現在そのまま変更しないでください。現在の様式の見た目を変えず、テキスト情報を含んだPDFデータを最終的にご提出いただければ、作成するソフトに指定はありません。 ③自由です。
6/27	52	資料2 植物管理1/1	ご提示頂いた植栽管理水準について、その実施回数等過剰（施肥や一部芝刈等）と思われる部分について、別途提案できますでしょうか？	現在の管理水準を維持できるのであれば、別途提案可能です。
6/27	53	資料2 植物管理1/1	樹木管理：高・中・低木の樹種、形状寸法についてご教示戴けますでしょうか？	高木はサクラ、カシ類、ケヤキ、クス、コブシ、メタセコイヤ等があります。すべての樹木情報をリスト化した資料はございません。
6/27	54	資料2 植物管理1/1	芝生管理：目砂、エアレーションは全面実施でしょうか？それとも痛みの激しい箇所の実施でしょうか？ご教示の程お願い致します。	全面実施です。
6/27	55	資料4 公募対象公園施設 平面図	整備区域1,940㎡の外周ラインについてCADデータを頂けますか？	追加資料申込者全者に提供します。
6/27	56	要項 P30 II 第2章2(5) 整備に関する条件	店舗用の看板を整備区域外に設置できますか。（公園駐車場入り口付近など）	Park-PFIの利便増進施設として協議を行い、設置することは可能です。 ただし、屋外広告物として設置する場合は、流山市広告物条例、流山市景観計画その他関係法令等を遵守してください。
6/27	57	要項 P30 II 第2章2(5) 整備に関する条件	整備区域内に店舗用の独立看板は設置できますか。	Park-PFIの利便増進施設として協議を行い、設置することは可能です。 ただし、屋外広告物として設置する場合は、流山市広告物条例、流山市景観計画その他関係法令等を遵守してください。
6/27	58	要項 P30 II 第2章2(5) 整備に関する条件	SPCが認定計画提出者となることは可能ですか。	可能です。
6/27	59	要項 P8 I 第1章9(2) 費用負担及び役割 分担	指定管理者と認定計画提出者が別企業の場合、担当以外の業務範囲については責任は負わないでしょうか。	指定管理者と認定計画提出者について別企業が主に担当したとしても、市は共同事業体を構成するすべての社と協定等を締結します。

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
6/27	60	要項 P31	Ⅱ第2章2(5) 整備に関する条件	電気を別引き込み出来ることが事業者側の調整や交渉で可能となれば別引き込みにて対応してよいか。
6/27	61	要項 P30	Ⅱ第2章2(5) 整備に関する条件	質問回答22にて「東京電力と協議した結果、公園敷地外から新たに引き込むことはできないこととなっています。」と記載がありますが、整備運営事業者による東京電力と協議の結果、新たに引き込むことが可能な場合については公園敷地外から引き込むことを認めていただけないでしょうか。
6/27	62	要項 P34	Ⅱ第2章3(5) 工事施工に関する条件	公共建築工事標準仕様書などの公的基準は公募対象公園施設には適用されないと考えてよいか。
6/27	63	様式W	収支計画書	支出項目の内、人権費と記載がありますが、誤植につき、人件費に訂正してもよろしいでしょうか。
6/27	64	要項 P17	I第2章2(7)才提出書類一覧	収支計画を含めた提案に関する根拠や確実性を補完する資料として構成企業には入らないながらも協力関係にある企業より関心表明を書面にて取得しています。同書面については力提出任意の資料として提出を認めていただけないでしょうか。
7/1	65	要項 P5	I第1章6(1) 流山市総合運動公園の概要	幼児体育室の有料化は可能でしょうか。ご教授ください。
7/1	66	資料1 仕様書 P8	Ⅲ第3章1(1)ア 体育館内事務室	体育館内事務室において、統括1名・受付2名以上・トレーニングスタッフ1名以上を配置し、常時6名以上と記載がありますが、上記配置以外に2名程度常時配置しなければならないという認識でしょうか。
7/1	67	資料1 仕様書 P31	Ⅲ第7章(9) 機械警備	現在使用している機械警備機器については、指定管理者が変更になった場合は引継ぎが可能でしょうか。ご指示ください。
7/1	68	資料1 仕様書 P43	Ⅲ第8章14 責任分担について	2022年～2023年にかけて電気代の高騰が非常に大きくありましたが、その際の補填行為などは発生していますでしょうか。ご指示ください。
7/1	69	要項 P6	I第1章7(2) 運営、維持管理方針	ウ防災機能公園との記載があるが、防災用トイレマンホールの設置はありますでしょうか。ご指示ください。
7/1	70	要項 P43	IV第1章 運動公園全体の連携による魅力・賑わいの創出	市として期待する事項として「・市民団体や地域住民、市内の商工業者、教育機関等との連携、協力」と記載がありますが、運動公園にて実施する催事時のキッチンカー事業者について考え方をご教授いただけますでしょうか。後段に「事前の協議」と記載がありますが、例えばキッチンカー事業者については、市内事業者に限る等公共施設であることから制限等ありますでしょうか。
7/4	71	要項 P17	I第2章2(7)才提出書類一覧	提出書類一覧の6-1コーポレートガバナンス報告書は、作成していない場合は、提出不要でよろしいでしょうか。その場合、「該当ありません」の用紙が必要でしょうか。 ※今週中に回答を頂けますでしょうか
7/4	72	要項 P17	I第2章2(7)才提出書類一覧	提出書類一覧の10 キャッシュフロー計算書は、作成していない場合は、提出不要でよろしいでしょうか。その場合「該当ありません」の用紙が必要でしょうか。 ※今週中に回答を頂けますでしょうか

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
7/9	73	要項 P17 I 第2章2(7)才 提出書類一覧	【修正】提出書類に不足があったため追加	要項P13のI第2章1(2)イの資格を確認する書類を求めていなかったため、提出書類のうち、書類番号6-5に追加します。 また、修正した要項を公開します。
7/18	74	要項 P28 II 第2章1(2)ウ	「整備区域から公園の内部に向けて、下り勾配となっています」とありますが、高低測量図はあるのでしょうか。	追加資料申込者全員に造成平面図を提供します。
7/18	75	要項 P30 II 第2章2(5) 整備に関する条件	流山市開発事業の許可基準等に関する条例について公募対象公園施設（店舗）からの雨水浸透施設は必要でしょうか。 必要な場合、屋根の雨水は浸透槽で宜しいでしょうか。	流山市開発事業の許可基準等に関する条例に基づき、雨水浸透施設は整備する必要があります。 一方で、雨水貯留施設は当該地が土地区画整理事業区域内のため、設置義務はありません。 また、雨水浸透施設の種類の指定はありません。
7/18	76	要項 P30 II 第2章2(5)	上記、特定公園施設の雨水については、自然浸透で宜しいでしょうか。 また、舗装部分は必ず浸透舗装にする必要があるのでしょうか。	流山市雨水浸透施設設計指針に基づいて算出される必要浸透量を満足すれば、雨水浸透施設の種類の指定はありません。 ただし、舗装については、公園利用の観点から浸透機能を持たせることが望ましいため、詳細は協議を行ってください。
7/18	77	要項 P30 II 第2章2(5)	流山市開発事業の許可基準等に関する条例、駐車場について、公募対象公園施設外を利用することは可能でしょうか。	西側駐車場を中心とした既設公園駐車場を公募対象公園施設の駐車場とみなすことから、設置する必要はございません。
7/18	78	要項 P30 II 第2章2(5)	流山市開発事業の許可基準等に関する条例、駐輪場について、公募対象公園施設内に設置する必要がありますでしょうか。	店舗面積が300㎡を超えると、売場面積30㎡ごとに1台の駐輪場を整備する必要があります。 詳細は、流山市開発事業の許可基準等に関する条例の手続きを行う際に、協議を行ってください。
7/18	79	要項 P30 II 第2章2(5)	流山市開発事業の許可基準等に関する条例、自然エネルギー活用設備の導入については努力義務で宜しいでしょうか。 (太陽光発電設備、雨水利用設備)	自然エネルギー活用設備の導入については、配慮を行い、地球環境負荷の低減に努めてください。 ただし、今後法改正があった場合はその内容に準じてください。
7/18	80	要項 P31 II 第2章2(5)	上下水道の負担金がある場合、算定基準を教えてくださいませんか。	給水メーター(量水器)の口径に応じて、給水申込納付金及び検査手数料が発生します。詳細は、次のリンク先をご確認ください。 【給水申込納付金・手数料】 https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1001972/1002026/1002041.html また、下水道については、当該地が土地区画整理事業区域内のため、受益者負担金は発生しません。
7/18	81	要項 P16 II 第2章2(7)ウ 整備運営事業提案書	様式H～様式U及び任意様式について、詳細説明等で添付資料を追加することは可能でしょうか。	追加説明資料を添付することはできません。 様式の定める範囲内でまとめ、ご提出ください。
7/18	82	要項 P37 III 指定管理者制度	事業開始後における指定管理に関する事項で共同事業体の構成法人の変更（追加・脱退）については5年ごと非公募での審査時に可能な認識で相違ないでしょうか。	共同事業体の構成法人の変更については、指定管理者制度と公募設置管理制度の両方において、共同事業体と協定を締結していることから、変更前に都度市と協議を行う必要があります。
7/18	83	要項 P18 I 第2章2(7)才 提出書類一覧	提案に関する根拠や確実性を補完する資料について、様式の別紙として指定された枚数とは別での添付による提出を認めていただけないでしょうか。	追加説明資料を添付することはできません。 様式の定める範囲内でまとめ、ご提出ください。
7/18	84	要項 P16 I 第2章2(7) 提出書類作成の注意事項	本項目の6/27更新分の質問・修正対象No. 50において、「余白は現在のまま変更しない」「現在の様式の見た目を変えず」とありましたが、 1. 余白部分より内側の記載情報情報（応募法人名、提出書類名などの記載）は文字サイズ、配色など変更可能でしょうか 2. 見た目を変えず、とありますが、ここでいう見た目とは、様式番号や書類番号など、余白欄に記載している形式的な情報、という理解で相違ないでしょうか (余白より内側の見た目は、図表の挿入や見出し項目の追加で変わってくるものと思われれます。)	様式の中で変更を行っても良い事項は、「余白の内側にある『■』から始まる注意事項等の文章を消去すること」のみとします。 それ以外の様式にすでに記載されている事項の変更（サイズや配色、内容等）は特別な指示（必要に応じて行を加除してくださいと指示があるものなど）があるものを除き、行わないでください。
7/18	85	要項 P16 I 第2章2(7) 提出書類作成の注意事項	税務諸表（直近3年間）について決算タイミングの関係で直近年度分の用意が間に合わない場合、提出できる範囲での直近3年分での提出という理解で宜しいでしょうか。	提出できる範囲での直近3年分をご提出ください。
7/18	86	要項 P16 I 第2章2(7) 提出書類作成の注意事項	法人の概要がわかるパンフレットについて作成していない場合、提出なしとしてもよろしいでしょうか。	作成していない場合、代わりとなる次の書類の提出をご確認ください。 ・ホームページで公表している、法人の概要がわかるページを印刷したもの。 ・業法に基づき、監督官庁等に提出している業務報告書等の写し。

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
7/18	87	要項 P13	I 第2章1(2) 資格要件 必要な資格の「(イ)建築物衛生管理業の登録」について、建築物環境衛生総合管理業への登録があれば資格要件を満たすという認識で問題ないでしょうか。	その認識で問題ありません。 建築物環境衛生管理技術者を配置してください。 なお、再委託しない場合、登録を証明することができる書類の写しの提出を新たに求めておりますのでご注意ください (No73参照)
7/18	88	資料1 仕様書 資料2	全般 体育館施設の電気図面、設備図面、建築図面、衛生図面、メーカーリストをご開示ください。	資料が膨大なため、配付することが困難です。そのため、スポーツ振興課に事前連絡(電話番号：04-7157-2225)をした上で閲覧することが可能です。なお、閲覧可能期間は令和6年8月14日までとします。
7/18	89	資料1 仕様書 資料2	全般 施設等の維持管理業務及び維持管理水準における対象設備において、現状の点検内容等がわかる実施報告書をご開示ください。	対象施設は仕様書のとおりです。 今回の対象施設以外の施設も含んだ実施状況にはなりますが、資料を追加資料申込者全者に送付します。
7/18	90	資料1 仕様書 資料2	全般 ①施設等の維持管理業務及び維持管理水準における対象設備において、メーカーによるメンテナンス指定はございますか。 ②指定がある場合、設備名、設置場所、設置個数、指定メーカー名をご開示ください。	①メーカーの指定はありません。 ②該当なし
7/18	91	資料1 仕様書	全般 作業車両の駐車場利用または敷地内駐車は可能でしょうか。	市と協議の上駐車場利用及び敷地内駐車をすることは可能です。
7/18	92	資料1 仕様書	全般 当社従業員の通勤車両用の駐車場及び駐輪場について、対象施設を無償で利用させていただくことは可能でしょうか。	市と協議の上無償で駐車場及び駐輪場を利用することは可能です。
7/18	93	資料1 仕様書	全般 設備員、清掃員、警備員の想定配置時間や人数等の指定があればご教示ください。また参考の為、現行の設備員、清掃員、警備員の勤務体制をご開示ください。 (例：設備員 〇時～〇時(実働〇時間 休憩〇時間) 〇名 年〇日等)	資料2 維持管理水準をご参照ください。 【体育館、野球場、庭球場を除いた現行体制】 ・清掃員(公園の日常清掃) 実働7時間 4名体制 週2日作業 なお、体育館、野球場、庭球場の現行体制は、指定管理制度を導入しており、個別の体制については把握していません。
7/18	94	資料1 仕様書	全般 建築物衛生法や建築基準法第12条の点検・検査・報告等業務の対象は体育館のみであり、他施設は対象外という認識でよろしいでしょうか。対象となる場合、各施設の機器表をご開示ください。	体育館(観覧場)のみで問題ありません。(建築設備・防火設備含む)なお、管理者として、所有者への報告をお願いします。 ※野球場(観覧場)や屋外トイレ、その他工作物は、対象規模未滿のため対象外
7/18	95	資料1 仕様書	P14～16 衛生消耗品(トイレトーパー、水石鹸、ゴミ袋等)及び設備消耗品(空調フィルター、薬剤、ろ材等)について、過去3年間分の費用実績をご教示ください。	・体育館、野球場、庭球場について、指定管理制度を導入しており、消耗品費を把握しておりますが、個別の内訳までは把握していません。また、他施設と一括して制度を導入しているため、対象の体育施設のみの消耗品費の算出ができません。 ・上記以外の公園トイレのトイレトーパー使用実績は次の通りです。 R3：2,660個(トイレ2か所+年度途中に1か所増) R4：3,590個(トイレ4か所) R5：3,294個(トイレ4か所)
7/18	96	資料1 仕様書	P18 Ⅲ第6章2(3) 清掃 「オ 当該事業において発生したごみは、事業活動によって生じた廃棄物として、流山市クリーンセンターが示す事業系ごみの処理方法に従い、指定管理者において適切に処理してください。(不法投棄物、動物の死骸等含む)と記載がございますが、一般廃棄物処理及び産業廃棄物について、過去3年間の実績を種類・業務・施設ごとにご開示ください。	R4・R3については、開示できる資料が残っておりませんが、R5と同程度の実績です。 【一般廃棄物(体育館、野球場、庭球場を除く)】 剪定枝(R5)：49,460kg 燃やさないごみ(R5)：260kg なお、体育館、野球場、庭球場から発生したごみの実績は体育館設備維持運営管理業務として把握しているため、個別の内訳について把握してないため、公開できません。
7/18	97	資料1 仕様書	P20 Ⅲ第6章3(6) 野球場 「野球場のフェンスや防球ネットを含めた内側が対象で、照明やスコアボードも含まれます。」と記載がございますが、照明とはナイター照明設備をさすという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
7/18	98	資料1 仕様書	P21 Ⅲ第6章4(1)ア 清掃 体育館の日常清掃において、実施時間に制限がある場合はその箇所と実施可能時間帯をご教示ください。(例：アリーナ部分は7:00～9:00のみ実施可能等)	実施時間に制限はありませんが、利用者の利用を著しく妨げない範囲での計画をお願いします。 ※定期清掃は閉館後夜間清掃となります。
7/18	99	資料1 仕様書	P21 Ⅲ第6章4(1)ア 清掃 「また、高所作業におけるガラス清掃等の作業については～」と記載がございますが、 ①箇所作業車や足場の組み立てが必要な業務は資料2 維持管理水準に記載のある体育館のガラス清掃のみという認識で問題ないでしょうか。 ②他の他にある場合は対象業務及び使用場所をご教示ください。	①その認識で問題ありません。 ②該当なし

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
7/18	100	資料1 仕様書 P24	Ⅲ第6章4(5) 建築物環境衛生管理技術者の選任 「(5)建築物環境衛生管理技術者の選任」と記載がございますが、本施設は体育館ではなく興行場として申請されているため建築物衛生法における特定建築物に該当し、建築物環境衛生管理基準に基づく業務が必要となる認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
7/18	101	資料1 仕様書 P26	Ⅲ第6章4(7)工(ア) 消防法におけるディーゼル使用の非常用発電機設備負荷試験は本業務に含まれているという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
7/18	102	資料1 仕様書 P26	Ⅲ第6章4(7)工(ア) 消防用設備点検において、各種放出試験・耐圧試験の対象設備があればその設備内容と実施年度をご教示ください。	法令に準じ2024年6月に実施しております。内容については仕様書のとおりです。
7/18	103	資料1 仕様書 P34	Ⅲ第9章 市が行う業務 現時点での積み残し修繕があればその内容や費用についてご開示ください。	修繕の主なものは、体育館館内の各所誘導灯バッテリー交換、足元灯バッテリー交換と、公園園路の修繕及び照明灯のLED化等を想定しています。
7/18	104	資料1 仕様書 P36	V第1章(6) 契約業務 「また、備品の購入や修繕などの契約の際には費用節減のため3社以上から見積もりを取ることを原則とし、市内業者の活用を検討してください」と記載がございますが、市内業者の活用業務を検討するため、現状の委託業務内容、委託先事業者名、委託金額、市内業者区分が記された一覧をご開示ください。	公開できる現在の委託業務等の内容は次の通りです。 【総合運動公園管理業務委託】 受託者：(株) 篠塚造園土木 契約金額：27,500,000円 区分：市内業者 【総合運動公園清掃業務委託】 受託者：(公社) 流山市シルバー人材センター 契約金額：1週あたり88,330円(単価契約) 区分：市内業者 【芝生維持管理業務委託】 受託者：グリーンテック株式会社 区分：市外業者 ※市内の複数施設で作業しており、総合運動公園のみで作業金額の算出ができないため、提示できません。 【都市公園緑地トイレ清掃業務委託】 受託者：有限会社シー・エス・アイ 区分：市内業者 ※市内の複数施設で作業しており、総合運動公園のみで作業金額の算出ができないため、提示できません。
7/18	105	資料2 全般	以下の業務について、実施対象年度をご教示ください。 ①困性能フィルター取替(空調機用) 2年ごとに1回 ②改正フロン法に基づく定期点検 3年ごとに1回 ③掘下埋設タンク漏洩検査(定期点検) 3年ごとに1回 ④臭いじん測定 5年ごと1回 ⑤野球場 グラスライン修復 3年ごとに1回	①困性能フィルター取替(空調機用) 2022.12 ②改正フロン法に基づく定期点検 2024.3 ③掘下埋設タンク漏洩検査(定期点検) 2022.9 ④臭いじん測定 2024.3 ⑤野球場 グラスライン修復 2022.12
7/18	106	資料2 全般	維持管理水準が「適宜」となっている業務において、メーカーや専門業者による保守・点検を実施している業務があればご教示ください。	「適宜」の項目について、利用者に影響がないよう指定管理者の判断で実施をしております。個別の業務について、お示しできる資料はありません。
7/18	107	資料2 基本管理1/1	園路広場、植込み地(芝地含む)について、対象エリアや面積等がわかる資料をご開示ください。	園路広場は、キックコマンアリーナ、京和ガスベースボールパーク、テニスコート、SL以外が対象です。資料3をご参照ください。植込み地(芝地を含む)は追加資料の植栽平面図をご参照ください。
7/18	108	資料2 植物管理1/1	樹木管理の低木刈込について、通年となっておりますが頻度の詳細をご教示ください。	春から夏にかけて園内全ての低木を一度刈込をして、秋から冬にかけては伸びている低木を中心に刈込んでいます。
7/18	109	資料2 建物管理2/6	加湿器点検はダクト中間接続型のみが対象となっておりますが、建築物衛生法の特定建築物に該当する場合、加湿装置が搭載されている空調設備すべてが点検対象となり、加えて空調排水受けの点検・清掃も対象業務に含まれる認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
7/18	110	資料2 建物管理2/6	フィルターユニットの相塵フィルター清掃はサブアリーナのみを対象とされておりますが、その他フィルターユニットに設置されている相塵フィルターは対象外という認識でよろしいでしょうか。	フィルターユニットの相塵フィルター清掃はサブアリーナに限らずすべての相塵フィルターが対象になります。対象は資料7(3/3)を確認してください。
7/18	111	資料2 建物管理3/6	防火対象物定期点検に(観覧場としての申請なら該当)と記載がございますが、本施設は体育館ではなく観覧場として申請されており、特定用途の防火対象物に該当するという認識でしょうか。	その認識で問題ありません。

更新日	質問・修正対象		質問内容・修正事項	回答内容・修正事項詳細
7/18	112	資料2 建物管理4/6	飲料水水質検査（遊離残留塩素）とは別に残留塩素測定業務がございますが、体育館以外の施設を対象とした残留塩素測定業務という認識でよろしいでしょうか。この場合、対象施設をご教示ください。	体育館内のみが業務の対象となります。
7/18	113	資料2 建物管理1/6及び5/6	体育館の病虫害防除業務と体育館設備等のこん虫等防除業務はどちらも建築物衛生法に基づく業務であり、重複している項目という認識でよろしいでしょうか。対象施設がそれぞれ異なる場合、その詳細をご教示ください。	どちらも建築物衛生法に基づく業務であり、資料2建物管理1/6と5/6の両方をもって、体育館内の全ての施設が対象であることを示しています。
7/18	114	資料2 建物管理5/6	汚水槽及び雨水貯留槽清掃、浄化槽維持管理において、過去3年間分の汚泥排出量と処分費をご教示ください。	体育館設備維持運営管理業務として排出量等を把握しているため、個別の内訳について把握していません。
7/18	115	資料2 建物管理5/6	汚水槽清掃の頻度につきまして、使用後と記載がございますが、建築物衛生法に基づき2回の清掃を実施するという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
7/18	116	資料2 建物管理5/6	特殊建築物の定期検査報告に観覧場で申請の場合は2年に1回の報告と記載がございますが、本施設は観覧場として申請されており今後も2年に1回の報告を実施する認識でよろしいでしょうか。	概ねその認識で問題ありません。管理者として、所有者への報告をお願いします。
7/18	117	資料11 体育館 清掃業務一覧表	凡例に「定期清掃のみ」と記載がありますが、日常清掃の基準回数に記載されているエリアについては定期清掃のみではなく日常清掃も実施する認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。
7/18	118	資料11 体育館 清掃業務一覧表	週6回清掃エリアについて、毎日清掃ではなく週1回清掃を実施しない曜日があるという認識でよろしいでしょうか。この場合、清掃を実施しない曜日の指定があればご教示ください。	その認識で問題ありません。また、清掃を実施しない曜日の指定はありませんので、勤務実態等に合わせて、計画して問題ありません。
7/18	119	様式E 財務状況表	「当初損益（円）」を記入する欄がございますが、当期利益を入力すれば問題ないでしょうか。どのような数値を入力すれば良いかご教示ください。	「当期純損益（円）」の間違いであったことから、修正した様式を公開します。当期純損益は、「税引前当期純利益から、①法人税、住民税及び事業税 ②法人税等調整額」を差し引いた損益のこと」を指します。
7/18	120		公募対象公園施設整備箇所内のボーリングデータがありましたら開示いただけますでしょうか。	公募対象公園施設整備箇所内のボーリングデータはございますが、周辺のボーリングデータは千葉県オープンデータサイトから確認できます。
7/18	121	要項 P17 Ⅰ第2章2(7)才提出書類一覧	様式Mの公募設置等計画に関する投資・収支計画について、賃貸借契約の場合は、イの収支計画は、営業収入が賃料になり、営業支出は、必要経費のみ記載という理解でよろしいでしょうか。	その解釈で問題ございません。
7/18	122	要項 P31 Ⅱ第2章2(5)整備に関する条件	「ガスは提案により必要に応じて資料4の位置に市で取り出しの工事を行います。」とありますが、資料4のガス引込位置を明示いただけますでしょうか。	ガスの引込みが必要な場合は、ガス事業者との協議が必要のため、現時点で明示は出来かねます。
7/18	123	要項 P31 Ⅱ第2章2(5)	導入が推奨される貴市指定のフリーWi-fiがございましたらご教示ください。	推奨する指定のフリーWi-fiはございません。
7/18	124	要項 P31 Ⅱ第2章2(6)運営に関する条件	特定公園施設の利用ルールについては、市側で設定する予定でしょうか。	一般的な公園利用ルールに鑑み、事業者と協議により決定する予定です。
7/18	125	要項 P31 Ⅱ第2章2(6)運営に関する条件	本事業に関して、近隣住民や既存団体とはご調整を重ねていただいていることかと存じます。募集要項に記載されていないような運営上の留意する点等ございましたらご教示いただけないでしょうか。	特にごいません。
7/18	126	要項 P32 Ⅱ第2章2(7)公募対象公園施設の使用料の額の最低額等	設置許可使用料は、現条例等によるものから大きく変わる可能性があるかご教示いただけますでしょうか。	現時点で設置許可使用料に関して条例改正を行う予定はございません。
7/18	127	要項 P34 Ⅱ第2章4(1)及び回答56, 57	店舗専用の看板(店名ポール看板等)も利便増進施設として協議可能ということでしょうか。「地域の催事に関する情報」等を併記する場合には協議可能になるということでしょうか。	「地域における催し物に関する情報を提供するための看板、広告塔」であれば、協議を行うことが可能です。